

「相対的安定期」におけるドイツ社会民主党の 経済政策の特質

——「組織資本主義」と「冷たい社会化」問題を中心にして——

田 村 信 一

はじめに

一九一八年十一月、いわゆる「ドイツ革命」が勃発したとき、「社会化」が社会主義革命の成否を決定する手段としてクローズアップされたことは周知の事実であるが、この「社会化」は、十一月十五日のシュティンネス・レーゲン協定の労使協調路線の果てに挫折し、単なる強制シンジケートに終わり、しかもこの強制シンジケート自体事実上形骸化していった経過については、すでに繰り返し指摘されてきている。⁽¹⁾この意味で社会主義革命としてはドイツ革命は挫折し、社会化は失敗した、という事実についてはもはや異論の余地はない。しかし、一八

四八年のドイツ三月革命の挫折が、十七世紀のイギリス市民革命を起点とし、フランス大革命を基軸とする世界的規模での「封建制から資本主義への移行」の時代を基本的に終了させた画期とするならば、ロシア革命の成功とドイツ十一月革命の挫折は、世界史における「資本主義から社会主義への移行」の時代の幕開を告げるものであった、といつてよい。その意味でドイツ十一月革命は、その後の社会主義をめぐる諸問題が、すでに集中的に提起されているのであって、社会化問題はその表現に他ならない。それは、所有の社会化と経済の組織化・計画化の問題を、それこそありとあらゆる形態で提出した。この二つの観点からみれば、所有の社会化については、ドイツ共産党と

「相対的安定期」におけるドイツ社会民主党の経済政策の特質

労兵評議会の「即時かつ全面的」な社会化、SPD正統派の「部分的」社会化、修正主義の「漸次的」社会化、の形態、経済の組織化・計画化については、戦時経済組織の経験を戦後の「過渡期経済」に適用しようとするW・ラテナウの「新経済」に発し、経済省の社会化プランとなったヴィッセル・メルンドルフの「共同経済」Gemeinwirtschaft構想、「共同経済」構想に共鳴しつつ、中央管理経済によって流通経済と貨幣経済の廃棄を試みたO・ノイラートの「完全社会化」Vollsozialisierung²⁾の二極を区別することができるように思われる。

社会主義革命としてのドイツ十一月革命の挫折は、上記の潮流からみると、第一に、ローザ・ルクセンブルクとK・リプクネヒトの虐殺とともに「即時かつ全面的」な社会化が葬り去られ、ミュンヘンの反革命とノイラートの追放とともに「計画経済」の「実験」が雲散霧消することによって、本来の意味での社会主義化は原理的に終止符が打たれること。第二に、革命直後設立されたライヒ経済省の復興計画は、次官メルンドルフをつうじてラテナウ以来の戦時統制経済の原理を、「共同経済」案として戦後経済の再建に応用するものであったが、SPD右派のヴィッセルの経済相就任とともに、彼がかかると「共同経済」を、ベルンシュタイン以来の「漸次的社会主義化」の過渡期概念に改釈することをつうじて「共同経済」と「漸次的社会化」が内面的に結合し、一九一九年の「社会化法」に結実していくこと、第三に、この過程で、社会化委員会

の「部分的」社会化案が、客観的には、「全面的」社会化の「共同経済」的規制強制シンジケート化への転轍の隠れみの役割を果たしたこと。第四に、「社会化法」の制定にもかかわらず、戦時経済からの復興再建過程は、戦時統制経済の「翼賛体制」への協力をつうじて政治的に認知された自由労働組合と石炭・鉄鋼独占資本の「労働共同体」の成立と、その意向を体現した復員省ケートの、「資本主義のできるだけスムーズな継続的機能の保証」³⁾を確保する路線が、事実上貫徹していたこと。こうした局面と段階に総括できよう。だが、その後、O・ノイラートの実物経済と計画経済論は、M・ウェーバーとL・ミーゼスの批判をつうじて「経済計算論争」を遺産として残してとするならば、本来の意味での「社会化」の挫折と「共同経済」論の社会主義論への組み替えは、ナチズムの成立にいたるまで、SPDの政治・経済政策路線を規定しつつける「後遺性」を残した。それは、ワイマール期のSPDが、修正主義の侵透とともに、社会主義のイメージを「共同経済」に重ね合わせたことを意味している。それは具体的には、後述するように、「相対的安定期」以後、「組織資本主義」という体制認識と戦略としての「経済民主主義」の positioning によって、「共同経済」が新たな内容を付与されたことを意味する。

そもそも「共同経済」なる用語は、第二帝制成立期における「社会問題」の登場と社会政策学会の設立を背景として、社会政策学界の「旧世代」⁴⁾に属する講壇社会主義者、A・E・F・

シェフレの造語とされ、彼とともに「共同経済学派」と呼ばれたのは、かの「国家社会主義者」で、社会政策学会右派のA・ワグナーであった。⁽⁶⁾「共同経済」は、一方では、「私経済」の夜警国家的「経済自由主義」の弊害を、国家あるいは公共団体の経済的干渉をつうじて是正していく——「アダム・スミス問題」に帰着する——という、それこそカメリリスムス以来の「国家干渉主義」の理念を基底としつつ、他方では、とりわけ産業革命期以降の本格的な資本・賃労働の展開を基盤としながら、労働者運動の高揚、旧中間層の没落を「社会問題」として意識し、結局はその解決をビスマルク体制による「上から」の社会政策の展開に求めた、ロードヴェルトス——ラサール——ワグナーにつながる「国家社会主義」と著しい近親性をもっていたといつてよい。「社会政策」の主体としての「国家」の介入が、「貧者の王」たる「社会的王制」として、あるいは、「分配的正義」を発露する「倫理的国家」としてイデオロギー的に正当化されたとするならば、⁽⁷⁾「大不況期」以後の独占資本主義の成立と帝国主義段階への移行——「社会政策」の危機——の時代を背景に、世界市場における熾烈な競争に対応して、電気・化学工業を先頭とする輸出工業の強化と原料供給部門の合理的編成を企図する「国家干渉」が、「全体経済の利益」というイデオロギーの下に要請された、といえる。ラテナウの「共同経済」はそのことを端的に示している。⁽⁸⁾「共同経済論のこうした経緯は、後進資本主義国特有の「国家干渉」のド

「相対的安定期」におけるドイツ社会民主党の経済政策の特質

イツ的イデオロギーであり、その内実は、ドイツ資本主義の歴史的阶段と世界資本主義の発展段階の織りなす合力によって規定されていたのである。

敗北したとはいえ、SPDは、上述したように「共同経済」を社会主義社会の過渡段階として改称することによって、社会主義革命への主観的意志を自己の掌中に留保しえた。その場合、第二帝政の崩壊とワイマール議会制民主主義の成立は、「共同経済」における「国家干渉」の主体が、かつての有機体的な、プロイセン三級選挙制に象徴される権威的国家ではなく、労働者階級の政治的意思が普通選挙制をつうじて反映される可能性をもった「民主的」国家となったこと、そのことによつて、SPDは絶えず政権に参加できる可能性を留保し、現実には「ワイマール連立政府」の与党として、一九二四年以降は、野党となったにもかかわらず、最大の邦国プロイセンや多数の地方公共団体の与党として、みづから「国家干渉」を推進しうる状況にあったこと、がそうした認識を容易にしたと考えられるよう。だが、SPDが「共同経済」を実現すべく、「組織資本主義」の観点から本格的にその政策体系を整理するのは、一九二四年以降のいわゆる「相対的安定期」の時代であった。革命後の混乱と石炭鉄鋼独占資本の「冒険的・軍国主義的」路線の超インフレによる破綻の後に、ドイツ資本主義は、「通貨安定」をつうじて世界資本主義の一員に復帰し、その意思の下で、賠償支払と経済再建を「履行政策」の名の下に解決すべく迫られ

「相対的安定期」におけるドイツ社労民主党の経済政策の特質

一八六

た。SPDがかかる状況の中で「組織資本主義」の立場から実現しようとした「共同経済」は、いかなる経済政策を必要とし、かつそれはいかなる帰結をもたらしたのであろうか。これが本稿の課題である。

(1) 当該期の「社会化」問題を扱った研究として、阿部源一『社会発展史論』、有沢広己『インフレーションと社会化』、篠原一『ドイツ革命史序説』、が我が国における代表的文献であろう。その他にも、山田成「ワイマール共和国における社会化の沿革」(『国家学会雑誌』LIV・五・六号)。阪上孝「ドイツ革命と社会化論争」(『経済論叢』第九八巻一・二号)。が包括的研究を代表している。阿部氏の著作が「混合体制」論の視角から社会化問題を扱っているのに対して、それ以外は総じて、生産手段の社会的所有というマルクス主義的「社会主義化」を基準として、否定的評価の対象としている点では共通している。しかし最近では、「社会化」の亜流として、かつては切り捨てられた「共同経済」論が、戦時経済との関連で再び脚光を浴びつつある、といつてよい。それはドイツ帝国主義的政策体系とイデオロギーの側面として、ドイツ独占資本の類型的差異の視角から(大田和宏「ヴァルター・ラテナウの経済思想」『経済論叢』第百十五巻第六号)あるいは経済民主主義との関連で、ナチズムの「指導者民主主義」に対決していくべき、先進資本主義国における社会主義化の可能性の視角から(麻沼賢彦「ドイツ十一月革命と共同経済構想」『土地制度史学』第七六号)なされているように思われる。しかしある特定の観点から「社会化」問題を積極的あるいは否定的に評価することはもちろん可能であるが、その場合止目されねばならないことは、広義の意味での「社会化」問題は、ビスマルク

の「国有化」にみられるように、ドイツ経済史上絶えず提起されている事実である。したがって、ドイツ革命における「社会化」問題のトータルな把握は、一方で第三帝国の「国民社会主義」、他方で第二帝制の「国家社会主義」との共通性と異質性においてなされねばならないように思われる。この点では、マルクス・エンゲルスの「社会化」論にも遡る必要がある(これについては最近の星野中氏の著作「資本主義発展の歴史的傾向と新段階——マルクス、エンゲルス」入江節次郎・星野中編「帝国主義研究」Ⅱ所収、が参照されるべきである)。と同時に、第二帝制期の「国家社会主義」と第一時大戦時の「戦時経済」論の歴史的・思想的連関が問題となるように思われる。

(2) O・ノイラートの「完全社会化」論と彼の行動については、拙稿、「ドイツ十一月革命における計画経済の構想——O・ノイラートの『完全社会化』論——」(『社会経済史学』第四一巻五号)参照。

(3) Dieter Baudis, Die Weiterentwicklung staatsmonopolistischer Beziehungen bei der Organisation der imperialistischen Nachkriegswirtschaft in Deutschland, in: Wirtschaft und Staat im Imperialismus, hrsg. Lotte Zumppe, Berlin 1976, S. 158.

(4) L・ミーゼスが『社会科学アルヒーフ』四七巻に載せた、社会主義における合理的な経済計算の不可能性について論じた最初の論文 Die Wirtschaftsrechnung in sozialistischen Gemeinwesen は、ノイラートの「実物経済」論に起因するものであったことは注意されるべきである。なお、M・ウェーバー・富永健一訳「経済行為の社会学的基礎範疇」(『世界の名著』第五〇巻)三四八—三六六

ージ参照。なおこの問題の現代的意義については、住谷一彦『思想史としての現代』参照。

(5) Dieter Lindenlaub, *Richtungskämpfe im Verein für Sozialpolitik*, Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Beiheft 52, 1967, S. 74f.

(6) Avraham Barkai, *Das Wirtschaftssystem des Nationalsozialismus*, Köln 1977, S. 70.

なお、行論との関係で「国家社会主義」とワイマール・デモクラシーの「長老」との関係は、ワイマール期の「共同経済」論を考えるうえで、極めて示唆に富むように思われる。それはワイマール・デモクラシーの意義と限界に関わる基本的問題である。この点については、中村貞二『アックス・ヴェーバー研究』第二章参照。

(7) この点については、大河内一男『独逸経済政策思想史』(著者集『第一巻』)が参照されるべきである。

(8) 太田、前掲稿及び吉田和夫『ドイツ合理化運動論』第一部第一章参照。

(9) 「組織資本主義」の下での「経済民主主義」と「共同経済」の関係は端的に表現しているのは、経済民主主義論の集大成者であったF・ナフタリの次の言葉である。即ち「……資本主義は、それが解体される前に変化されうる。偉大な歴史的経験は、すでに被雇用者層の組織的努力が、資本主義的恣意をかなり制限できるといふことを示した。」「経済民主主義は、あらゆる支配の廃棄、経済の指導的機関を資本主義的利益の機関から全体Allgemeinheitの機関への転化を意味する。……経済民主主義は一つの共同組織 Gemeinwesen 国家——を前提する。……国家は……すべての個々人を超えて存在

する、共同意思を表わす公的団体である。したがって経済民主主義の本質は、生産手段に対する処分が、私的私的のための私的所有に、個別的に帰属するのではなく、そこにおいては、個々人の私益ではなく公益 Gemeinuten が、規定的になるところの経済的共同意思を体现する経済の共同組織に帰属するときにはじめて実現される。』したがって「経済的専制」を打破する「経済民主主義の完成」が「共同経済」に他ならぬ。Fritz Naphthali, *Wirtschaftsdemokratie: Ihre Wesen, Weg und Ziel*, 5 Aufl. Berlin 1931, S. 21-22. ナフタリによれば「組織されていなかった資本主義」においては暴力的変革による経済の社会主義化以外の選択はありえなかったが、「組織された資本主義」の下では、「共同経済」↓「社会主義」が考えられている。

第一章 資本主義の「相対的安定」と「組織

資本主義」論

(一) 「相対的安定」と経済・社会政策の転換

一九二四年の通貨安定と二五〜二六年のいわゆる「安定恐慌」は、インフレによって水ぶくれした資本の整理をつうじて、シュティンネス・コンツェルンの崩壊、IGファルベン、合同製鋼の設立、に象徴されるように、独占資本の再編成と独占化過程の一層の進展を押し進めていった。それは、「石炭、鉄鋼、カリ、並びに化学・電気におけるコンツェルン」は、この局面において独占的集中の最高度の段階に達した⁽¹⁾、といわれるよう

「相対的安定期」におけるドイツ社会民主党の経済政策の特徴

な状況を現出せしめると同時に、ドーズ・プランによる賠償問題の一応の解決とアメリカ金融資本の利害への従属によって与えられた外資の導入を基礎として、ドイツ資本主義が再編強化されていく過程であった。

一九二六年九月四日のドイツ工業全国連盟(RDI)会長P・シルヴァーベルクの総会での演説は、上述の過程で生じた、独占資本の石炭鉄鋼グループから化学・電気グループへの力関係の逆転と、それに伴う経済界の政治経済政策の方針の転換を内外に表明するものであった。即ち、シルヴァーベルクは、シュトレーゼマンの外交政策、つまり「協調政策」の承認、ワイマール憲法との和解、を宣言し、労働組合と企業家団体のかつての「中央労働共同体」ZAGの再開およびSPDのライヒ政府への入閣を呼びかけ、「ワイマール共和制の相対的安定化局面におけるドイツ企業家政策の新しい方向づけ」を展開したのである⁽²⁾。もちろんそれは、敗戦による植民地の喪失と領土の割譲、戦勝国への賠償支払義務の履行、というヴェルサイユ体制の二重の困難を、アメリカ金融資本のバックアップの下で経済の「合理化」を押し進めて、再び「貿易立国」として外貨を獲得し、それによって賠償支払を履行するという戦略が、組織労働者の「合理化」への協力とSPDのライヒ政府における協働を不可欠に要請していた、ということを意味している。

シルヴァーベルクのこの「大連立」に呼応して、R・ヒルファデーニングは、彼の演説とその背景について次のように述べ

ていた。即ち、「ドイツ工業化のこの宣言」は、ビスマルクの関税政策以来新たに開始された経済政策を規定し、一九一八年の反革命を組織した重工業と大土地所有の同盟を基盤とする「支配勢力」の「不統一」と「矛盾」を表現しているが、その所以は次の点にある。まず、講和条約発効による重工業地域の喪失と分離、「石炭・鉄鉄に最も厳しかった」経済恐慌、通貨安定、をつうじて重工業が最も「絶対的な政治支配を及ぼした戦後の時代」が終焉したこと、しかも重工業のこうした弱体化は、ドイツ工業の「質的構造変化」、つまり、技術革新によって原料供給の点で重工業から相対的に独立した化学・電気部門の生産技術的・金融的優位、をともなったこと、しかもこれらの工業は、「重工業ほど労働者層との直接的・無媒介的対立にはなく」、「そこでは賃金部分がその他のコストに劣って」いるだけでなく、とりわけ発展期には、新たな製造技術の革新によって特別利潤を獲得して、「賃金上昇の意義を全く後退させ」、その結果、労働者組織には妥協的態度で臨み、経営における「家長的観点」を放棄した経営者が主導的になったこと、である。そしてさらにヒルファデーニングが決定的に重視するのは、「ドイツ工業の世界政策的立場の変化」であった。即ち、侵略的ドイツ帝国主義の担い手だった重工業の政治的支配から解放されたドイツ資本主義は、敗戦によって軍事力を解体されたが、「依然として第一級の経済力」を保っており、その膨張の衝動を、「あらゆる種類の国際的利益共同体」に見い出したこ

とである。「國際的信用が頼りであることが明白になった」ドイツ工業の指導部はかくて「ドーズ・プランの擁護者に、ロカルノ國際連盟政策の推進者に、シュトレイゼマンの、即ち、社会民主主義、ヴィルト、ラテナウの外交政策の幸多き遺産の、支柱となった」のである。⁽³⁾

ヒルファーディングは、こうしてジルヴァーベルクの演説を積極的に評価し、その中に、ワイマール共和制の「安定化」の時代が到来して、「社会民主主義」の諸政策が遂行される客觀的諸条件が成熟しつつあることを認めたといつてよいだろう。それは、独占資本の類型的差異の認識を基礎に、重工業グループに対する電気・化学グループの政治的・經濟的優位の確立を、戦後世界におけるドイツ資本主義の「世界政策的立場の變化」から導出するものであった。だがかかる認識は逆に、SPDと組織労働者が、ドイツ資本主義の「世界政策」に共に参加し、責任を分つことを意味している。それは、ドイツ經濟の再建と安定化が、賠償政策的に不可避である、という共通のコンセンサスの上で、一方で独占資本は「社会的パートナー」として組織労働者との妥協を必要とし、他方、SPDと組織労働者は、こうした状況の中に「組織資本主義」体制の成熟と「經濟民主主義」路線の貫徹を確信した、ということの帰結であった。

(二) ヒルファーディング「組織資本主義」論の特質

ヒルファーディングは、周知のように、すでに戦前「金融資

「相對的安定期」におけるドイツ社会民主党の經濟政策の特質

本」の分析をつうじて、大不況期から帝國主義段階への移行期における社会主義革命の諸条件と可能性を論じていた。それは、エンゲルスが「産業循環変形論」をつうじて、イギリス資本主義の「工業独占」の解体と後進資本主義國の發展、保護關稅体制の成立、カルテル、トラストによる各國內市場での競争の退却、がかつての自由競争の下での「周期的恐慌」の変形させると同時に、それが新たな「世界恐慌」を準備し、「終局的な一般的産業戰」を不可避にする、という資本主義の終焉を予知した「崩壊論」⁽⁵⁾に対して、逆に、大不況以後の資本主義の繁栄を事實認識の基礎に据えて、「世界市場恐慌」から「崩壊」のテーゼを否定するだけでなく、伝統的マルクス主義の全体系を全面的に批判し、社会主義の平和的移行、「漸新的社会主義化」を主張したベルンシュタインの「修正主義」論の展開によって開始された、いわゆる「修正主義」論争、「崩壊」論争、の所産であった。⁽⁶⁾

ヒルファーディングの「金融資本論」は、資本主義の新たな段階において、「修正主義」によって否定された社会主義革命の現実的可能性を模索し、その諸条件を提示することによって「修正主義」を反批判する、という意図で貫かれていた、といつてよい。「金融資本論」のこうした意図に着目するならば、ヒルファーディングは、大不況期以後の資本主義の段階を画する最も基本的、特徴的な經濟發展の傾向を、いかに認識し、社会主義革命の客觀的主体的諸条件をいかに位置づけるのか、と

いうことが問題になるであろう。ここでは必要な限りで、簡単に若干の点について触れておきたい。

まず、ヒルファーディングは、「金融資本論」序言において、「近代」資本主義の特徴を示すものとして「資本の集中過程」をとりあげ、かかるものの現象形態としてのカルテル・トラスの形式による「自由競争の止揚」と「銀行資本と産業資本とのますます緊密なる関係」を指摘し、それを「金融資本」概念で総括するのであるが、その場合、我々の関心にとって最も基軸的な地位を占めているのは、「株式会社」形態による「資本の動員」に他ならない。第二編、第七章株式会社、において、彼は、「収益指図証」である「株式」による「擬制資本」の動員をつうじて、「個人企業の成長の制限」が取り払われ、「資本主義的企業の膨張」が「個人的所有の桎梏から解放され」たこと、をマルクスの規定を受け入れつつ指摘し、個人企業に対する株式会社の資金調達力と競争力の優位を説きながら、「かようにして株式会社制度の拡大とともに経済的發展は所有運動の個人的諸偶発事から解放され、この所有運動は、株式会社の運命ではなく、株式の運命に現われる。両運動は、それらの個有的の運動をもつ。しかし集積傾向はそのいづれにもある。……産業的集積運動の所有運動からの分離が重要なのは、これによって前者は、個人的所有による制限から独立に、ただ技術的経済的諸法則に従いさえすればよくなるからである」として、所有運動の生産過程からの自立化、を主張している。⁽⁹⁾

かかる「所有の集積過程」は、取引所をつうじて、また、銀行の取引所機能の吸収と銀行資本の産業資本への転化、という形態で、「一切の資本を貨幣形態で集積して銀行の媒介をつうじてのみ生産的資本に用立てる、という傾向」を強めるのであるが、彼は、かかる過程を「貨幣の社会化」と呼ぶ。

他方彼は、第三編において、「産業の集積過程」を、産業資本相互の競争と技術的変革がもたらす「固定資本の巨大膨張」を基礎とする利潤率低下傾向の「克服策」としての「独占」——カルテル・トラスト——の成立と波及から説明するのであるが、かかる産業の独占化と「貨幣の社会化」による帰結として「産業の銀行への依存」が生じ、両運動の合一として「金融資本」概念が規定されている。⁽¹⁰⁾それは、相対的に独立した所有と生産の集積過程の「銀行」を媒介にした統一であり、「銀行への依存」を契機とするかかる統一は、その發展の極限において、一方では「貨幣の社会化」の究極的形態として「中央銀行」を成立せしめ、他方で、生産の集積過程の究極的形態として「総カルテル」を生み落とす。こうした發展の極限においてヒルファーディングを想定するところの、生産の無政府性が消失して「全資本主義的生産が一つの決定機関によって意識的に規制される」、「敵対的形態において意識的に規制される社会」、が現われる。これが後の「組織資本主義」論の原型であることは論を俟たない。

つまりヒルファーディングの論理は、株式会社による資本所

有と資本機能の分離を起点として、すでに機械制大工業の成立によって与えられた個別的生産過程の「結合された」社会的生産過程への止揚⁽¹³⁾、「労働の社会化」の進展、が「独占」の成立をつうじて、資本制生産に内在する無政府的自由競争の制限をはらむ、という競争と計画化の絶対的二元論から、構成されているのである。したがって、かかる生産⁽¹⁴⁾の無限の「社会化」の進行と一握りの資本貴族の支配、即ち金融寡頭制への「所有の集積」の無限の進行との矛盾、は絶えず「金融資本の経済政策」に析出されてくる。ヒルファーディングは、ここに、「近代」資本主義におけるプロレタリア革命の可能性と条件を見い出した。「資本が帝国主義以外の政策をとりえないとすれば、プロレタリアートは産業資本の単独支配の政策だった一攻撃をもってしては、帝国主義政策に対抗しえない。……その返答は、……ただ社会主義のみでありうる。自由競争の回復という反動的になった理想ではなく、資本主義の克服による競争の完全な廃止だけが、いまではプロレタリア政策の目標でありうる。保護関税か自由貿易かはブルジョアのディレンマであり、これを脱するプロレタリアートの答は、こうである。——保護関税でも、自由貿易でもない。そうではなく社会主義、生産の組織であり、資本貴族による資本貴族のためではなく、社会全体による社会全体のための、経済的規制である」⁽¹⁴⁾。しかも、すでに明らかかなように、「金融資本は、その傾向からすれば、生産の社会的統制の確立を意味する。しかしそれは敵対

「相対的安定期」におけるドイツ社会民主党の経済政策の特質

的形態における社会化である。社会的生産の支配は、相変らず一つの寡頭体制の手中にある。この寡頭体制の所有剝奪のための闘争は、ブルジョアジーとプロレタリアートとの階級闘争の最後の段階をなす⁽¹⁵⁾。」こうして、ヒルファーディングにとつては、金融資本による生産過程の「社会化」の傾向、金融寡頭制支配と国家的組織との結合による敵対的支配と政策との矛盾が「階級対立の激化」を呼びおこして、「所有剝奪」のための社会主義革命が必然化される、と把握された。彼の「金融資本論」の叙上の構成と論理展開は、「崩壊」論争との関連でいえば、社会主義を「遠い理想」として「最終目標」⁽¹⁶⁾に置いたベルンシュタイン「修正主義」に対して、直接の課題として「社会主義」を対置することによって「修正主義」批判たる実を示したこと、それにもかかわらず、かつてエンゲルスが予定した世界市場レベルでの全般的産業戦と経済恐慌の不可避性を期待する「崩壊論」の延長線上にはなかつたこと、が明らかである。むしろ世界市場の問題は、「恐慌論」的視角からではなく、保護関税の機能転化⁽¹⁷⁾と競争戦の激化と経済領域の不断の拡大⁽¹⁸⁾と保護関税による経済領域拡大の制限の資本輸出による克服、という観点から考察されており、したがって、かかる保護関税政策と対外的膨張主義が、「同時に農業関税との必然的結合にともなうところの、いっさいの生活手段の騰貴」によって「実質賃金の低下を意味し、したがってまた、国内市場が労働者の産業生産物需要によって規定される限りでは、国内市場の縮小を意

味する⁽¹⁸⁾」とともに、軍備・植民政策による「国民大衆」への負担を増大せざるをえないが故に、「社会主義の勝利の諸条件が、帝国主義政策によって初めて一般化される⁽¹⁹⁾」、という政策論的視角からとらえられているのである。したがってヒルファーディングが述べているように、革命の条件は、世界恐慌の帰結としての「経済的恐慌」ではなく、帝国主義政策が行きつかざるをえない「政治的および社会的崩壊⁽²⁰⁾」に求められることになる。このためのプロレタリアートの闘争は、現実には、国家の経済政策をめぐる闘争に収斂していかざるをえず、労働者の実質賃金の引き上げによる「国内市場」拡大政策は、帝国主義の「国外市場」拡張政策のアンチテーゼとして位置づけられることになる。しかし「金融資本論」段階では、社会主義革命としての「所有奪奪」が前面に出ているといつてよい。しかし、第一次大戦の戦時経済と戦後の独占化は、ヒルファーディングをしてこの「所有奪奪」の側面を著しく後退させた。

(三) 「組織資本主義」論と「経済民主主義」

一九二四年、ヒルファーディングは「金融資本論」以後の、「最近十年間」の資本主義の発展傾向を総括して、有名な「組織資本主義」を定式化した。それは、「戦時と戦後による資本の集中傾向」の「異常な増大」によって、「経済の組織化」が「資本主義の基礎上で自由競争の資本主義に内在する無政府性を克服しよう」とつとめている⁽²¹⁾。段階から、「自由競争が本質的に克服され⁽²²⁾」た段階に移行しつつある、という認識を支えられ

ていた。かつて彼が「金融資本」論で想定していたものが、彼にとつては現実となりつつあったのである。彼が眼前にみた資本主義は、こうである。「大経営での労働過程の社会化は、産業部門の全面での労働の社会化へ、そして社会化された産業部門相互の結合へ進展した。同時にそれにもなつて経済の意識的な組織化と統制が強まり、その極限において、「なるほど組織されているが、敵対的な形でヒエラルキー的に組織されたにすぎない資本主義」である、と。

それでは、かかる段階において、社会主義の主体としての労働運動はいかなる課題を設定すべきなのであろうか。

彼は金融資本論以来の「所有の集積」と経済の組織化の矛盾の解決を、「ヒエラルキー的に組織された経済の民主主義的に組織された経済への転換」、「少数者による権力目的のための経済の意識的で社会的な規制」の「生産者大衆による規制」への転化に求めた。それは極めて長期的漸進的な性格をもつ「建設的社会主義」の問題に他ならない。具体的にはこの過程は、「生産過程の支配者」に対して、「生産過程の管理の機能」を「生産者大衆」の掌中に獲得することを意味する。しかも資本所有はもはや「非組織的資本主義の時代から偶然に」受けつがれた対立的なものにすぎなくなっている⁽²³⁾。これが「経済民主主義」の本質的内容である。

かくして、「組織資本主義」の下では、労働組合は、かつての労働者の単なる「利益代表」、「社会改良」、社会政策の機

関ではなくて、「工場内民主主義、経営評議会の地位の強化、経済民主主義の終局的確立までを含む、包括的なこの言葉のすべての意味での生産統制」、つまり「民主的な生産政策」を課題としなければならぬのである。労働組合は、「社会政策」だけではなく、「生産政策」の担い手になることによって、「経済的意識的規制」を「民主的に転換」する主体となった。「経済民主主義」においては、もはや「所有剝奪」は問題となりえず、私的所有と経済の組織化の矛盾は、「生産者大衆」の「決定機関」への「参加」によって「規制」されれば十分になる。

なぜなら資本機能を生産者たる労働者が掌中に収めれば、所有の恣意は、生産過程に及ばなくなるからである。こうして「経済民主主義」においては、「所有」よりも労働者の管理機能掌握のための「教育」——ブルジョアジーの「教育特権」の打破——がまずまず前面に出ることになる。⁽²⁴⁾

他方でヒルファーディングは、戦時経済以来の「生産の規制者」としての「国家」の役割を指摘し、「資本家によって組織され、管理された経済」の「民主的国家によって管理された経済への変革」を「社会主義以外の何ものでもなく」と述べ、⁽²⁶⁾「共同経済」と社会主義を事実上等置するにいたっている。かつて金融資本の帝国主義的「経済政策」を遂行した戦前の国家は、「半絶対主義的で非民主主義的な国家」であったのに対して、戦後の国家は、「労働者階級の成果」としての民主主義的「共和国」に他ならず、そこでは、「労働者階級はこの権力を

行使する可能性を与えられた」のであった。⁽²⁷⁾

かくして「経済民主主義」の実現は、下からの国家の「経済政策」の合力によって、事実上社会主義への無限の前進に等置された。ヒルファーディングの戦前と戦後の国家形態の区別は、経済の規制者としての「国家」を再び登場させたのであって、形態的には、「国家社会主義」以来の国家干渉主義の再版ともいえる側面をもっていた点に注意しなければならない。事実、国家の「経済政策」も労働組合の「生産政策」も、絶えず「全体経済」ないし「全体的利益」の観点から提起されることになった。

次に、こうした観点から提起される経済政策の具体的内容をSPDの経済学者W・ウォイチンスキーの「高賃金論」でみてみよう。

- (1) Hans Mottek, Walter Becker, Alfred Schröter, Wirtschaftsgeschichte Deutschlands, Bd. III, Berlin 1974, S. 265-266.
- (2) Dirk Stegmann, Die Silverberg 1926. Unternehmerpolitik zwischen Reform und Restauration, in: Sozialgeschichte Heute Festschrift für Hans Rosenberg zum 70. Geburtstag, hrsg. Hans-Ulrich Wehler, Göttingen 1974, S. 594.
- (3) Rudolf Hilferding, Politische Probleme zum Aufruf Wirths und zur Rede Silverbergs, in: Die Gesellschaft, III, 1926, 2. Neudruck, Frankfurt. a. M. 1968, S. 290-293.

「相対的安定期」におけるドイツ社会民主党の経済政策の特徴

一九四

- (4) Charles S. Maier, *Struktur Kapitalistischer Stabilität in den zwanziger Jahren, in: Organistierter Kapitalismus*, hrsg. Heinrich August Winkler, Göttingen 1974, S. 198.
- (5) 川鍋正敏, 「エンゲルスの『産業循環変形論』について」(大野英二・住谷一彦・諸田実編『ドイツ資本主義の史的構造』所収) 参照。
- (6) この論争については、さしあたって『帝国主義研究』Ⅱ・第二編が秀れた概観を提出している。なおヒルファアーディングの立場については、就中、倉田稔『金融資本論』の成立——ヒルファアーディングと帝国主義論史』が参照されるべきである。
- (7) R・ヒルファアーディング, 林要訳『金融資本論』(岩波文庫版) 上巻九ページ。
- (8) 前掲書, 二二二—二三ページ。
- (9) 同書, 二二〇—二二二ページ。
- (10) 同書 三一八ページ。この点が、周知のように、「特殊ドイツ型銀行」による金融, というドイツ資本主義の特殊的性格の一面的普遍化であることについては、夙に研究史が指摘している。大野英二『ドイツ資本主義論』第三部第三章, 「ドイツにおける帝国主義論の展開——『資本類型』とヒルファアーディング『金融資本論』の理論構成」, および熊谷一男『ヒルファアーディング『金融資本論』の現実的基盤について」(大野英二他編前掲書所収) 参照。
- (11) 『金融資本論』中巻, 九七ページ。
- (12) 前掲書, 一一四ページ。
- (13) ヒルファアーディングにおける「社会化」の概念については、黒滝正治「ヒルファアーディング『金融資本論』における「社会化」論」
- (『研究年報経済学』一九七二年三卷三四号所収) 参照。
- (14) 『金融資本論』下巻 一七七ページ。
- (15) 前掲書, 一七八ページ。
- (16) エドヴァルト・ベルンシュタイン, 佐瀬昌盛訳『社会主義の諸前提と社会民主主義の任務』終章参照。
- (17) 保住敏彦『金融概念と帝国主義把握——ヒルファアーディング』(『帝国主義研究』Ⅱ所収) 四二八—四三四ページ。
- (18) 『金融資本論』下巻, 一七四ページ。
- (19) 前掲書, 一七六ページ。
- (20) 同書, 一七六ページ。
- (21) R・ヒルファアーディング, 国家独占資本主義研究会訳「現代の諸問題」上(『経済科学通信』第六号) 三一ページ。
- (22) Protokoll über die Verhandlungen des SPD-Parteitags Kiel 1927, S. 168. なおヒルファアーディングの「組織資本主義」論の概観は, W・ゴットシャルヒ, 保住敏彦・西尾共子訳「ヒルファアーディング」, 第五章, 及び服部英太郎『ドイツ社会運動史』(『著作集』第七巻) 第二編第四章, 参照。
- (23) 「現代の諸問題」, 三二ページ。
- (24) 前掲稿, 三四ページ。
- (25) Vgl. R. Hilferding, *Politische Probleme*, S. 295 f.
- (26) Protokoll 1927, S. 169.
- (27) 「現代の諸問題」下(『経済科学通信』第七号) 三六ページ。同じ箇所ではヒルファアーディングは, 国家と国家形態の区別の必要性を強調し, 戦前の国家学が国家の本質を形而上学的に「神秘化」したために, 国家形態と国家の同一視が生じ, 「国家形態の批判が国

家自体の否定にいたらざるをえなかった」と述べている。その場合、労働運動は、初発から「自由主義的な国家の原理」に対して闘争し、「経済への国家介入の拡大」を常に要求してきたことから、戦後の労働者階級が担う「国家形態」を「手段」として行使することは当然となる。ここでも「自由主義」と「国家干渉」の二元論的対立がみられる。なお、この点については、岡田与好「独占と營業の自由」を参照。

第二章 高賃金の経済政策

すでにヒルファードディングは「金融資本論」において、金融資本の帝国主義的膨張政策の必然的帰結として、労働者の実質賃金の切り下げと国内市場の縮小を説き、実質賃金の増大と国内市場の拡大は、プロレタリアートの「社会主義」革命によってのみ達成されうることを指摘していた。もちろん、その段階では、「資本貴族」によって集積された資本の「所有」の側面が強調されているのであったが、「組織資本主義」経済民主主義「段階」では、すでに指摘したように、国家と労働組合の「経済政策」ないし「生産政策」が前面に現われた。この場合、当時最も華々しく主張されたのは、「高賃金」の理論に基づく経済政策体系の整理に他ならない。当時の「高賃金」論の特質をW・ウォイチンスキーの議論を中心に検討してみよう。

ウォイチンスキーの「高賃金」論は、直接には、一九二五・二六年恐慌の克服策として提出されているのだが、彼は、この

「相対的安定期」におけるドイツ社会民主党の経済政策の特質

恐慌を単なる景気循環過程の不況としてみるのではなく、戦後世界経済の構造的変化によって規定されたヨーロッパ経済の危機に求め、その克服策として、「総体としての国民経済の観点」から、ヨーロッパ経済の再編と新たな世界市場状況への適応を提起するものであった。

まずウォイチンスキーによれば、戦後のヨーロッパ経済の危機と新たな世界市場の状態は、第一に各生産部門においてヨーロッパの生産が相対的にも絶対的にも減少し、「ほとんどどの部門でもヨーロッパのカーブが下降しているのに対して、アメリカのカーブが上昇していること」に看取されるように、世界経済の生産力分布の中心は、決定的にアメリカ合衆国に移行して「世界経済の心臓はもはやヨーロッパではない」という事態に立ちいたったこと。第二に、これまでのヨーロッパの暴力的な植民政策と植民地支配体制は、アジア、アフリカでの一連の独立運動によって脅かされ、かつての原料供給地としての「熱帯の諸民族との経済的相互関係」は、そのままでは、もはや維持しえず、「別な形態」をとりざるをえないこと、であった。その場合、注目すべきことは、かかるヨーロッパ経済の凋落と対照的な「アメリカの繁栄」の原因を、ウォイチンスキーは、ほぼ次の二つの点に求めていることである。即ち、第一に、彼は当時流布されたアメリカ繁栄論を、批判しつつ、「アメリカ、とくに合衆国の伽話のような著しい発展の説明を、したがって、自然的富あるいは新世界の国民の性質にも、少ない人口

密度あるいは「二つの大洋にはさまれた」大陸の有利な地理的状态にも求めることはできない。……両者の最も根本的な相違は、アメリカの政治的・経済的統一とヨーロッパの分裂、にある。」と述べて、三五の独立した国家に分立しているヨーロッパの経済的利害の分裂と、個々の経済的利害の対立にもかかわらず、合衆国を中心として「一つの有機的全体をなしている」総体としてのアメリカ経済の優位を強調していることである。

「合衆国の優位の下でのアメリカ大陸全体の経済的統一は、大西洋の向こう側では、平和の保障を表示し、合衆国だけでなく、その周辺の小共和国の経済力の発展のための前提を形成している」、ということになる。⁽⁴⁾ 第二に、アメリカ合衆国の「おどろくべき技術的進歩を創り出し」、「広い国内市場を開拓し」て、「新世界の全体としての経済形成に特徴的なやり方で影響を及ぼした」のは「高賃金の政策」に他ならなかった、ということである。彼はフォードと労働相ダービスの高賃金政策を引き合いに出しながら、実質賃金を引き上げるといふ意味での「高賃金」政策が労働者に、ヨーロッパに比べてはるかに大きな需要を喚起して、購買力を増大させ、「国内市場」を拡大するだけでなく、「節約」による「株式」の取得をつうじて資本形成にも寄与することを賛美している。⁽⁵⁾ かかる「繁栄」せるアメリカ論は、我々に、かつて「原始蓄積」期において、マンチエスター的自由貿易論に対抗しつつ分裂した領邦体制の「関税同盟」による政治、経済的統一を説き、アメリカの「国民経済」

の特質を、農・工・商の調和的、均衡的發展の中に求めたF・リストを相起させよう。しかしホイチンスキーの眼前に横たわるアメリカは、かつて生産諸部門間のバランスを保持して、一国規模での自給自足的な傾向をもつ「国民経済」としてのアメリカではなく、産業構造的には、中南米諸国のモノカルチャー的構成を不可欠に組み込んだ「経済領域」としてのアメリカに他ならなかった。敢えてリストと比較するならば、ホイチンスキーのアメリカは、リストにとつてのアメリカではなく、植民地帝国としての「大英帝国」であろう。事実、アメリカに對するヨーロッパの政治的、経済的分裂という、ヨーロッパ危機論は、当時ヨーロッパを席捲していた「ヨーロッパ没落論」に触発されつつ、「ヨーロッパ統合論」に昇華していく——この点ではホイチンスキーを含めたSPD、労働組合も、基本的には同じである——のであるが、その際一八三四年の Zollverein⁽⁶⁾ がつねに意識されていた。

ホイチンスキーの議論を続けていこう。彼はヨーロッパの再生、産構造の危機を次のように述べている。「今日の技術水準では、これらの国々(ヨーロッパ諸国)の——引用者——の農業は国民の需要を完全に充たすことができないので、一定量の食糧と原料は外国から輸入されねばならない。逆に加工工業の生産量は国民の需要を凌駕しており、製造品の一部は輸出されねばならない。これが基本的シエーマである。このシエーマにおいては、経済恐慌は完成品が国内市場でも外国市場でも支払能力

ある購買者を見い出せない、ということによって特徴づけられる。その結果一方では外国の食料と原料の調達困難が生じ、他方では資本の再生産が遅延され、多くの収益をあげない経営が閉鎖され、失業が増大し、労働者の手にはいる工業生産も資本家の手にはいる工業生産も縮小する。工業が大体において、生産能力の一〇%から二〇%を空転させているヨーロッパの現在の状態は、こうして形成されている。⁽⁷⁾彼は全体としてのヨーロッパ経済の危機を外国市場における販売の困難と国内市場における消費財産業の供給と消費需要のアンバランスに求める。その場合、重要なことは、外国市場における販売の困難の決定的原因は、フォードの例が示すように、高賃金↓高能力と生産過程の徹底的合理化に支えられたアメリカ工業の競争力の優位に他ならないこと。⁽⁸⁾他方、ヨーロッパ内部市場においては、「世界大戦前夜において、全ヨーロッパの輸出の少くとも七五〜八〇%が、ヨーロッパの一部から他の諸国へ、あるいは母国からその植民地への輸出であった。即ち、二〇%から二五%たらずの輸出が、事実上ヨーロッパ経済の枠組からはずれていたことになる」と同時に今日においてもヨーロッパの主要販市場売が他のヨーロッパ諸国から構成されていること、である。ドイツの場合も例外ではなく、ウォイチンスキーによれば、一九二四年で、ドイツの総輸出は一九一三年に較べて半減していたにもかかわらず、総輸出の七二・七%は依然としてヨーロッパとその植民地から構成されていた。⁽¹⁰⁾しかもヨーロッパ工業界

「相対的安定期」におけるドイツ社会民主党の経済政策の特質

は、世界経済の保護関税体制を眼前にして、「失われたヨーロッパの世界支配の復活の手段」としての「生産コスト低下」論をただだいたずらに、労賃の切り下げと労働時間の延調にのみ求めているのである。⁽¹¹⁾ウォイチンスキーは、「ヨーロッパ商品の海外市場での販売の確保」のための、こうした「八時間労働と『高すぎる』賃金に対する闘い」は、むしろ「海外の保護主義者」をして再び関税障壁を強固にせしめるだけでなく、ヨーロッパ人労働者の海外移民に対する制限を正当化する格好の素材を供するもの、と非難する。⁽¹²⁾しかもはるかに重大な事実は、かかる労賃切り下げと労働時間の延長という「実質賃金」低下による「生産コスト低下」の政策は、「この政策を実現する国の購買力を弱体化せしめ、したがって自国の国内市場を狭めると同時に他国に対する外国市場の意義を低からしめることは明らかであり、とりわけ、「ヨーロッパ諸国向のドイツの輸出は壊滅的に後退し、こうした輸出製造部門の破滅」を惹起せざるをえないのである。⁽¹³⁾かくてウォイチンスキーによれば、ヨーロッパ経済の構造的危機からの脱出策は、「ヨーロッパ内部市場の拡大」と「海外市場での販売条件の改善」を同時に達成する「ヨーロッパ経済の転換」以外にはなく、かかる転換は「高賃金」による国内市場の購買力の増大と高能力を背景とした「生産コストの低下」による競争力強化によってのみ可能となるのであった。したがって具体的には、まず「生産コスト」の低廉化のための「技術の高度化」と「生産の合理化」が「工業の広

範な水平的・垂直的「トラスト化」を不可避的に要請する。それは、一方ではアメリカにならった生産の「規格化」、「標準化」を前提としつつ、他方では、「無力な経営の制限・閉鎖」を必要にせざるをえない。それはもはや企業家及び企業家団体の問題ではなく、国家及び超国家的課題であった。彼は、「ヨーロッパの統合、統一的な経済領域、統一的な工場、統一的な市場」への努力を要求しながら、労働の質の向上のための職業訓練・教育と労働力の適性な配分、工業の負担としての住宅所有への課税からの免税、輸入食糧品・工業原料の低廉化のための関税政策、を提起している。⁽¹⁴⁾ もちろんウオイチンスキーは、「技術の高度化」、「生産の合理化」のために「水平的・垂直的「トラスト化」を促進することは、他面では、「国家の中の国家になる私経済のグループ化を、国民経済を脅かすほど強化する」⁽¹⁵⁾ 危険性をもつことを看過しているわけではない。だがそれは「経済民主主義」論に特有の「トラストへのライヒの強制的参加」によって解決されることが期待されているにすぎない。むしろ彼にとって問題は別の側面にあった。つまり「生産過程の合理化」が経営の停廃を必然とするならば、一方では、大量の失業を惹起せざるをえないし、そのことは彼が期待する「国内市場」の拡大に逆行する、ということである。「合理化」による経営の統廃合によってもたらされる失業に、「合理化」によって好転した企業経営の拡大による失業吸収効果が追いつかない場合には、ますます「国内市場」は狭隘化せざるをえない。したが

ってウオイチンスキーにとって、「生産コストの低下を必要とする工業的再編の実行」のために、国家の失業救済制度の拡充が、「社会政策」が、不可欠の前提条件であった。国内市場の購買力の縮小を阻止するためには、失業救済制度だけではなく、国家ないし公共団体の、いわゆる「公経営」の職員労働者に対する「高賃金政策」、あるいは、低廉な住宅供給等々の実質賃金の引き上げ効果をもつ、公共事業政策もまた同時に要請されたのである。⁽¹⁶⁾

このように、ウオイチンスキーは、過少消費説的な立場から、生産財部門と消費財部門の不均衡を、実質賃金の上昇→高賃金によってもたらされる消費需要の増大→購買力の拡大をつうじて回復し、併せて、高賃金コストを高効率の生産性の向上によって吸収し、かつまた「生産の合理化」によって「生産コスト」を低下せしめて、世界市場における競争力の強化→工業製品の輸出→食糧・工業原料確保、が達成される、と考えていたといえる。しかもかかる均衡の回復はもはや一国規模での「国民経済」の問題とはなりえず、植民地を含んだ経済領域としてのヨーロッパが想定されていた。もちろんそれは、暴力的な植民地支配政策ではありえず、「平和的」方法によるものではあるにせよ、植民地あるいはかつての植民地は、原料供給地としてのみ位置づけられていることに注意すべきであろう。こうした観点からみるならば、世界経済の現実は、先進工業国と後進的原料供給国を「有機的」に統一した再生産圏とし

ての諸「経済領域」の均衡の構図として極めて静態的に描かれることになる。SPDの国際連盟政策、協調外交政策への過大評価の一因はここにあったといえよう。

他方で、ウォイチンスキーの「高賃金」論はあくまで直接的な消費需要の増大を起点にして構想されており、消費需要の波及効果は、専ら直接的消費の拡大→消費財産業の供給増大→生産財部門の需要増大→生産財部門の過剰生産能力の解消→均衡回復、の系列だけで展開されており、その場合、農業部門は、単に食糧供給部門としてのみ扱われて、かかる波及連鎖の系列から除外されていること、公共事業や失業救済も、起点としての消費需要にのみ関連づけられており、生産財部門に対する需要としての公共投資は、論理的展開に組み入れられていないこと、が指摘される。

ともあれ、こうした観点からSPDと労働組合は、「生産政策」と「社会政策」を内面的に結合した。しかも「経済民主主義」の立場では、失業救済制度のみならず、公共事業あるいは「公経営」の拡大は、社会主義の理念からも推進された、といつてよい。⁽¹⁸⁾しかしながらウォイチンスキーの議論にみられるように、一方で「生産の合理化」他方で「公経営」、「公共事業」を推進するための資金調達のみカニズムには全く触れられていないのである。当時のSPDや労働組合にとつて、資金調達の問題は論外であった。何故なら、通貨安定以来、夥しい外資がドイツに流入しはじめたからである。ここに地方公共団体の経

済活動の拡大と民間資本の外資導入をめぐる対決が、中間層を巻きこんで表面化するにいたった。これが当時いわゆる「冷たい社会化」Kälte Sozialisierungと呼ばれた問題であった。

〔註〕

- (1) 当時の社会民主主義の賃金理論については、服部、前掲書、第 五章参照。
- (2) Wladimir Woytinsky, Neue Weltwirtschaft-Neue Weltpolitik, in: Die Gesellschaft II, 1925. 2. S. 261-264.
- (3) A.a.O.S. 265-271.
- (4) W. Woytinsky, Wirtschaftspolitik und Lohnpolitik, in: Die Gesellschaft III, 1926. 1. S. 112.
- (5) A.a.O.S. 113.
- (6) Vgl. Adolf Braun, Europäische Zollunion in: Die Gesellschaft II, 1925. 2. F. Naphthal, Die Einigung Europas, in: ders., 1926. 2. Kurt Mendelssohn, Die weg der deutschen Handelspolitik, in: ders. IV, 1927. 2. また SPD は、かかるモーマン経済の再編と国家による強力な経済政策の前提として、旧領邦体制以来の諸ラントを、工業中心地を中心として、ほぼ均等な人口と経済力をもつラントに再編すること——Einheitsstaat——を要求しており、現行の連邦制におけるラント間の政治的平等と経済的不平等の解決を極めて重大な問題として提起している。Protokoll 1927, S. 187 f., J. Hahn und A. Weizel, Einheitsstaat und Wirtschaftsprinzipien in: Die Gesellschaft III, 1926. 2. は、ドイーンとオーストリアを十二の「経済州」に区分することを提起している。

「相対的安定期」におけるドイツ社会民主党の経済政策の特質

二〇〇

- (7) Wirtschaftspolitik und Lohnpolitik, S. 113-114.
 (8) ドルノーキーンも「高賃金と短時間労働の国々が、以前にも非して今日では我々の最も強力な競争者である。」と述べている。
 R. Hilferding, Trust und Kartelle in England, in: Die Gesellschaft 1, 1924, 1, S. 305.
 (9) Wirtschaftspolitik und Lohnpolitik, S. 105.
 (10) A.a.O., S. 106.
 (11) Ibid., S. 103.
 (12) Ibid., S. 106.
 (13) Ibid., S. 110-111
 (14) Ibid., S. 109.
 (15) Ibid., S. 110.
 (16) Ibid., S. 115.
 (17) この点は SPD と農民の関係においてしばしば指摘されることである。詳しくは、大野英二「ドイツ資本主義の類型と経済政策の展開」(内田義彦・大野英二・住谷一彦・伊藤光晴・平田清明「経済学史」所収)一四五ページ以下。及び豊永泰子「ドイツ社会民主党と農業綱領問題」大野英二・住谷一彦・諸田実、前掲書所収。
 ヒルノーディングは、各国の土地所有制の相違に触れて、農業において「集中の法則は妥当しない」と述べ、工業における資本主義の発展と土地所有の歴史的関連を完全に否定する。彼においては、農業生産力の上昇は、古代エジプト以来「農業技術」の問題に他ならない。ヒルノーディングに代表される SPD の「国内市場」論に共通しているのは、土地所有と資本主義の内的関連を問う視角が完全に欠落していることである。Vgl. R. Hilferding, Theorie-

- tische Bemerkungen zur Agrarfrage, in: ders. IV, 1, S. 421-431.
 (18) ナンタリによれば「公共的経済組織」が、「規制的に干渉するのではなく、自身で経営する、つまり自ら経済の生産・分配過程の機能の直接的担い手となる」形態での「公共団体の独自の経済の拡大」は、資本主義経済体制における「異種の要素」ein fremdes Element である。「将来の社会主義的経済秩序の「中核」と評価された。それは、そもそも私的所有ではなく、「需要充足」の観点で遂行されるが故に、「共同経済的精神」によって遂行されるものは「経済の民主化」の「最も重要な要素」となる。こうして「私経済」Privatwirtschaft に対する「公経済」Öffentliche Wirtschaft の拡大が「経済民主主義」の戦略にならなければならない。F. Naphali, Öffentliche Wirtschaft und Kapitalistisches Wirtschaftssystem, in: Handbuch der öffentlichen Wirtschaft, Berlin 1930, S. 1-12.
 また、タルモンによれば、それは、同じく「将来の社会主義経済の生命力ある萌芽」と看なされた。Flitz Tarnow, Wirtschaftsdemokratie und Sozialismus, in: Jahrbuch der deutschen Sozialdemokratie 1928, S. 338-345.

〔未完〕